

●学生健康診断方針

1 健診対象者

健康診断の受診対象者は、以下とする。

- 一 学部学生，大学院学生
- 二 研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生で，週 30 時間以上大学で活動する者

2 健診の種類

- 一 入学時の健康診断
- 二 定期健康診断：学校保健安全法に準拠
- 三 特定業務従事者の健康診断：労働安全衛生法に基づく職員健診に準ずる。
- 四 特殊健康診断（電離放射線，特化物，有機溶剤）：労働安全衛生法に基づく職員健診に準ずる。

3 医学系の大学院学生

医学系の大学院学生（博士課程学生を含む。以下同じ。）で医師免許を有し診療にも携わり医学部附属病院で実施する健康診断を受診しなければならない者は，医学部や医学部附属病院の医師と同じ内容の健康診断を職員と共に受ける。ただし，日本の医師免許をもっていない大学院学生（外国人留学生など）は，総合健康安全センターで学部学生と同様の健康診断を行う。

4 医学系以外の社会人学生

本学にて実施する健康診断の受診対象とはせず，在職の職場において実施される健診等を受診することにより，各自で健康管理を行う。

5 胸部 X 線写真撮影

- 一 学部学生は，1 年次生，4 年次生及び編入生・留学生など前年に信州大学で胸部 X 線写真を撮影していない者は必須とする。2 年次生及び 3 年次生は，希望者のみとするが，結核蔓延国に渡航した学生には撮影を強く推奨する。ただし，医学部及び教育学部の学生については，毎年必須とする。
- 二 大学院学生（医学系及び教育学系を除く。以下，本項において同じ。）は，1 年次生のみを対象に実施する。ただし，入学の前年に胸部 X 線写真を含む健診を受けていて異常がない場合は，省略可とする。大学院学生の 2 年次生以降は，希望者のみとする。
- 三 医学系及び教育学系の大学院学生については，毎年必須とする。

6 学部特有の健康診断

学部特有の健康診断は、学部の判断と負担で行うこととする。

7 特殊健康診断

- 一 特殊健康診断の意義については、安全教育の一環として指導教員が責任をもって十分な事前説明を行う。
- 二 深夜業や病原性微生物を扱う学生にも特定業務従事者健診を実施するが、これらの学生に対しては、指導教員が責任をもって健診受診を勧奨する。

8 外国人留学生

- 一 本学に2週間以上滞在する研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生を含む全ての外国人留学生は，入学前に総合健康安全センター規定の診断書を提出する。なお，提出方法等は別に定める。
- 二 外国人留学生に対しては，健康診断の意義を入学時のオリエンテーションで十分説明する。
- 三 外国人留学生には，日本の学部学生と同じ健康診断を実施する。

9 研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生

研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生で週30時間以上大学において活動する者については，学部学生と同様の胸部X線写真を含む健康診断を実施する。ただし，大学で実施する健康診断を受けられない場合は，入学前6か月以内に胸部X線写真を含む英文又は日本語の健康診断書の提出を求める。

附 則

この方針は，平成19年10月1日から実施する。

附 則

この方針は，令和元年6月13日から実施する。

附 則

この方針は，令和6年10月10日から実施する。

- 学生健康診断方針 8 の一に定める、外国人留学生が提出を要する健康診断書について

診断書様式 別添 (PDF)

提出方法及び提出先

- 1 研究生，特別研究学生，聴講生，科目等履修生及び特別聴講学生を含む全ての外国人留学生（但し，交換留学生，短期留学生は除く）
受入れ時，受入れ学部・研究科の学務担当部署経由で総合健康安全センター又は保健室へ提出願います。
- 2 交換留学生，短期留学生
受入れ時，グローバル化推進センター経由で総合健康安全センターへ提出願います。